

単身赴任手当に係る支給事務において、事実の確認が十分でなかったなどのため、長期間にわたって支給の要件を具備していない者に対して手当を支給していた結果、認定を取り消した後も一部が国庫に返納されておらず、手当の支給額が不当

4 件 不当金額(支出) 4 2 5 万円

1 単身赴任手当の概要

防衛省は、「一般職の職員の給与に関する法律」の規定を準用することにより、職員に対して単身赴任手当（以下「手当」という。）を支給することとしている。そして、同法によれば、手当が支給される要件（以下「支給要件」という。）は、官署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなったことなどとされている。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

職員Aは、配偶者と婚姻後も同居することなく、別居を継続していた。そして、勤務する入間基地が埼玉県狭山市に所在しているにもかかわらず、本人の住民票を狭山市から配偶者の居住する愛知県B市に移転させた上、その2か月後に狭山市に住民票を再度移転させていた。その後、職員Aは、平成10年7月^(注)に、異動の発令日を9年2月などと記載した単身赴任届を、住民票とともに、入間基地の俸給支給機関である航空自衛隊中部航空警戒管制団に提出していた。

（注） 俸給支給機関 防衛省において、職員に対して俸給等を支給することとなっている機関

一方、職員Aから本件単身赴任届及び住民票の届出を受けた航空自衛隊中部航空警戒管制団は、支給要件である「官署を異にする異動に伴い、住居を移転した」事実がなく、かつ「官署を異にする異動に伴い、同居していた配偶者と別居した」事実がないにもかかわらず、これを看過し、支給要件に該当するものとして手当に係る認定を行っていた。

その後、職員Aは、人事異動に伴い、技術研究本部、航空幕僚監部、航空自衛隊第2補給処及び情報本部にそれぞれ単身赴任届を届け出ている。そして、届出を受けた俸給支給機関は、異動前の俸給支給機関から単身赴任届、住民票等の送付を受けるとともに、職員Aから前記の転入や転出の記録が記載された配偶者の住民票も提出されており、その時点で事実の確認が十分であれば支給要件を具備していないことが認識できたにもかかわらず、支給要件に該当するものとして手当に係る認定を行っていた。

また、航空自衛隊中部航空警戒管制団、技術研究本部、航空幕僚監部及び航空自衛隊第2補給処は、手当の支給を受けている職員が支給要件を具備しているかどうかなどを随時確認することとなっているにもかかわらず、いずれも、認定を取り消すことなく支給を継続していた。

その後、情報本部において、当該手当に関し、26年2月に事後の確認を行うなどした結果、支給要件を具備していないものとして同年3月に認定を取り消し、その時点で国の債権として時効が成立していない21年3月分以降の支給額2,094,000円を、不当利得として26年3月に返納させていた。したがって、26年2月までに支給された手当計6,353,000円のうち、上記の返納額2,094,000円を除く4,259,000円は、国庫に返納されておらず、不当と認められる。